省　令

○農林水産省令第四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月六日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令

動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和五十五年農林水産省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一クロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤の項中「又は食用に供するために搾乳する前12時間」を削る。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までに販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列するクロプロステノール又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤に係る動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百七十六条第四号で定める事項の記載については、なお従前の例によることができる。

告　示

○金融庁
○法務省告示第一号
財務省

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号（社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月六日

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎

「バンコ　ディ　ブレシア　エス　ピー　エイ」を「バンコ　ディ　ブレシア　エス　イタリア共和国　ブレシア市　コルソ　マルティリ　デラ　リベルタ　十三」に、「アールビーシー　デクシア　インベスター　サービシーズ　トラスト　カナダ」を「アールビーシー　インベスター　サービシーズ　トラスト　カナダ　オンタリオ州　トロント市　ウェリントン　ストリート　ウエスト　百五十五　十階」に、「アールビーシー　デクシア　インベスター　サービシーズ　トラスト　ルクセンブルク大公国」を「アールビーシー　デクシア　インベスター　サービシーズ　バンク　エス　エー　ルクセンブルク大公国　エシュ　スール　アルゼット市　ポルト　デ　フランス　十四」に、「アールビーシー　インベスター　サービシーズ　バンク　エス　エー　エシュ　スール　アルゼット市　ポルト　デ　フランス　十四」に改める。

○総務省告示第三十一号

町村の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、福島県西白河郡泉崎村と西白河郡矢吹町との境界を次のとおり変更する旨、福島県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十五年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十五年二月六日

総務大臣　新藤　義孝

西白河郡泉崎村に編入する区域

西白河郡泉崎村大字泉崎字浦山二八に隣接する西白河郡矢吹町字西長峰の道路である公有地の全部

○外務省告示第四十一号

外務省告示平成二十一年第二百九十七号に関し、平成二十五年一月二十二日、国際連合安全保障理事会が、同理事会決議第二千八十七号において、同理事会決議第千七百十八号8（d）に定められた資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を新たに指定したことに基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号。なお、平成二十一年外務省告示第三百九十二号及び平成二十四年外務省告示第百七十四号により改正が行われている。）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月六日

外務大臣　岸田　文雄

別表「1．団体」に次を加える。

⑿　コリアン・コミッティー・フォー・スペース・テクノロジー
（別称：DPRK　コミッティー・フォー・スペース・テクノロジー；デパートメント・オブ・スペース・テクノロジー・オブ・ザ　DPRK；コミッティー・フォー・スペース・テクノロジー；KCST）
KOREAN COMMITTEE FOR SPACE TECHNOLOGY
(a.k.a. DPRK Committee for Space Technology; Department of Space Technology of the DPRK; Committee for Space Technology; KCST)
所在地：北朝鮮平壌特別市

⒀　バンク・オブ・イースト・ランド
（別称：ドンバン・バンク；トンバン・ウネン；トンバン・バンク）
BANK OF EAST LAND
(a.k.a. DONGBANG BANK; TONGBANG U'NHAENG; TONGBANG BANK)
所在地：北朝鮮平壌特別市牡丹峰区域戦勝洞ペルビルディング私書箱32

西白河郡矢吹町に編入する区域

西白河郡泉崎村大字泉崎字浦山二七の一部、二八の一部、四三の三の一部、四六の一部、五〇の二の一部、六一の二の一部、六二の一部、六七の二の一部、六七の三の一部、六八の一部、六八の二の一部、七〇の二の一部、七四の一部、七五の一部

○法務省告示第四十七号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十五年二月二十三日から効力を生ずる。

平成二十五年二月六日

法務大臣　谷垣　禎一

福島県耶麻郡磐梯町長
北海道檜山郡上ノ国町長